

~~~~~

## 第 1 市政一般に対する質問

○ 稲田議長 それでは、日程第 1、市政一般に対する質問を行います。

本日は昨日に引き続き、会派による代表質問を行っていただきます。

よなご・未来、吉岡議員。

○ 吉岡議員（登壇） 皆様、おはようございます。会派よなご・未来、吉岡古都でございます。

本日は、折しも国会におきましては、昨日より政治倫理審査会が開かれています。地方自治は民主主義の学校と呼ばれています。市民の皆様の政治への関心と信頼を取り戻す鍵は、この地方議会にあると信じ、本日は質問に臨もうと思っております。

会派を代表いたしまして、主に人口減少時代における米子市のまちづくりについて 11 項目にわたって質問してまいりますので、明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

米子市の総人口は、2005 年をピークに減少傾向にあります。しかし、社会保障制度の受給世代と原資を稼ぐ世代とに着目し、扶養される人 1 人当たりの成人数を見ますと、米子市では 1995 年にピークがあり、この頃より米子市は人口ボーナス期から人口オーナス期に入ったと考えられます。人口オーナス、人口ボーナスという概念は、デービッド・ブルームが提唱したもので、生産年齢人口が多く高齢者が少ないことから、社会保障がかさませず経済成長しやすい人口ボーナス状態に対して、働く人よりも支えられる人が多くなる状態を人口オーナス状態と呼んでいます。人

ロボーナス期から一旦人口オーナス期に入れば後戻りすることは不可能で、米子市においてもその状態を前提としたまちづくりが求められているのは言うまでもありません。

1番、中長期スパンで考えたまちづくりについて。

令和6年度が基本計画の最終年度に当たる米子市まちづくりビジョンは、第4次米子市総合計画及び第2期米子市地方創生総合戦略と一体化して策定されました。当時、まちづくりの長期計画である基本構想を5年以上残して新しく策定し直すことについては、時代の変化が激しいので、5年ごとの見直しが適当であるとの御説明だったと記憶しております。基本構想の変更となれば、議決が必要となります。このたびの策定におきましても、基本構想の部分から見直すおつもりであるか伺います。

米子市まちづくりビジョンに示された将来の人口推計から大きく乖離して本市の人口は減り続けています。人口推計は各種予測の基になる重要な数字ですが、希望的観測に基づいていたと言わざるを得ません。出産可能な年齢の女性人口が減る中、どんなに出生率を上げて人口は減ります。米子市は周辺自治体からの社会移動で人口を維持してきた側面もある中、周辺自治体の人口も減り続けています。これをどう捉えてまちづくりをするのか。米子市の最上位計画にある米子市総合計画における人口ビジョンに対する市長のお考えを伺います。

生産年齢人口の減少等により本市の中期財政見通しは、近い将来、収支不均衡、つまり赤字が続く、財政調整基金の取崩しが推計されています。将来に負担を先送りしないために効果的な投資による税源涵養、財源の確保と無駄な事業の見直しによる歳出の

抑制が求められ、中長期的スパンでまちづくり、市政運営をする必要があると考えます。市長がまだ市長候補者でいらっしやった頃、私の所属する住民団体でお話を伺いました。覚えていらっしやいますでしょうか。市長は、南北自由通路ができれば駅南の遊休地などへの投資で約2億円の固定資産税収の増加が見込まれる。それにより市の手出し分を払うことができる見込みであると南北自由通路事業の税源涵養効果に言及されました。南北自由通路開通により米子駅周辺の固定資産税収がどれくらい増える見込みか伺います。また、米子城跡整備事業で見込まれる投資効果と維持管理費負担について、中長期的な事業の効果と政策方針について伺います。南北自由通路と米子城跡整備事業については、後ほど松田議員が関連で質問いたします。

令和6年度予算編成方針では、スクラップ・アンド・ビルドが掲げられていますが、費用の縮小はあっても、事業の廃止は思うように行われていないのが現状です。地方自治体全般的にその傾向はありますが、その理由の一つに、総合計画が積み上げ型であることが指摘されています。今後公共施設の総量なども減らしていく必要がある中、総合計画にも事業や施設の廃止をしていく計画が盛り込まれてもいいのではないかと思うのですが、市長のお考えを伺います。また、総合計画をはじめとした各種計画には成果目標が設定され、以前にも御指摘しましたが、成果目標の設定がやったことの実績であるアウトプットとそのことによる成果であるアウトカムが混在していることが多く、違和感を持ちます。行政の事業の大きな目的は住民サービスの向上ですので、その最終アウトカムには市民の満足度向上があってしかるべきと考えま

す。事業の成果目標設定の考え方ととっとり電子申請サービスを活用した市民意識調査の結果を効果判定につなげることについて、市長の御見解を伺います。

2番、公共施設マネジメントについて。

令和3年度財政状況資料集によりますと、将来負担比率と有形固定資産減価償却率の組合せによる分析では、令和元年までは将来負担比率も、有形固定資産減価償却率も低下する傾向が見られますが、令和2年度以降は将来負担比率は低下する一方で、有形固定資産減価償却率は横ばいの状況です。この状況について、米子市の場合、こういった分析になるのか、市長の御見解を伺います。

有形固定資産減価償却率について施設の類型分析では、保育所や児童館など子どものための施設の老朽化が目につきます。現場では数字以上の老朽化が進んでいるそうですが、不具合についてはその都度、修繕や改修などで対応されているとのことでした。先日伺った児童館も老朽化が進んでいましたが、換気設備がないために、大雪の中、窓を開けてなかよし学級が開かれていました。新しい生活様式など、ウィズコロナに向けて配られた巨額の交付金は一体何に使われたのか、疑問を持たざるを得ません。未来を担う子どものための施設が財政再建の犠牲になることはあってはならないことです。米子市では公共建築物の延べ床面積を今後40年間で20%削減することを目標としています。施設を減らしでも住民サービスが低下しないようにするには、複合化と多機能化は避けて通れません。公共施設総合管理計画には、耐用年数を経過し、更新が必要と判断された施設については、従来の1施設

1 機能という考え方にとらわれず、多用途の施設との複合化または延べ床面積の縮小を検討しますとありますが、複合化については、今後対象施設をどのように決め、どのような複合化をしていく方針なのか伺います。また、学校施設の地域利用の可能性についてお考えを伺います。

次に、一般廃棄物処理に関する公共施設マネジメントについて伺います。一般廃棄物は、大きく分けて、ごみとし尿、浄化槽汚泥に分類されますが、公共下水道とし尿処理施設、また合併浄化槽から出た汚泥は産業廃棄物となります。この処理費用は、令和6年度に計上された予算額で2億5,528万円に上ります。内浜処理場では、濃縮汚泥の嫌気性消化処理が行われています。発生したガスは発電に利用されている反面、残渣は産廃処理されています。ここにし尿、汚泥も統合される計画です。現時点でこの内浜処理場の産廃処理費用が幾らかかっているのかを伺います。また、この残渣を肥料として利活用する考えはないか伺います。

公明党議員団の質問に、下水道と合併浄化槽の今後の方向性について御答弁がありました。地方自治体の中では、ごみと生活排水に分けた処理から、下水道の延長をやめ、循環型処理に切り替えることで、今後50年の長期計画の中で大幅に施設建設費や維持費の削減を見込むところもあり、注目されています。反面、ここまでの長期的な計画が自治体の業務にないことが問題視されています。米子市における一般廃棄物処理は、米子市の管轄であったり、鳥取県西部広域行政組合の管轄であったりと、長期的な計画をする場がどこになるのか疑問に思います。一般廃棄物処理における包括的かつ長期的な施設マネジメントの課題について市長

の御見解を伺います。

公共施設マネジメントのうち、市民の関心の高い本庁舎について伺います。行財政改革大綱、予算編成方針においても、借地の買取り、借地料の見直しと適正化が上げられており、庁舎再編ビジョンでも同様の方針が示されています。借地料の問題を抜きにしては公共施設のマネジメントも、財政見通しも語れないはずです。本庁舎借地料は、鑑定評価額と同額になったのか、買取りのめどは立ったのか伺います。

### 3、官民連携について。

米子市における官民連携の在り方について伺います。米子市の業務の委託状況を見たときに、事業の自由度が低く、業務委託の域を出ないような事業へ指定管理されていたり、自主事業なども盛んに企画されているのに業務委託だったり、官民連携手法の選択の基準がよく分からないと感ずることがあります。官民連携手法の選択の考え方について市長の御所見を伺います。

さらに、指定管理者は、令和2年度まではほとんどが山陰両県の地元企業で占められていましたが、贈収賄事件という不祥事のあった会社に代わって、令和3年度からは広島市に所在地がある会社も指定されています。地域外の企業の先進的なノウハウを取り入れて公共施設の機能が向上したり、より効率的な事業運営がされることは、住民サービスの向上につながります。競争が生まれることで地元企業の成長にもつながると考えます。ですが、PFI手法で整備される米子アリーナの優先交渉権については、地元企業であるということに優位性が示されました。官民連携で米子市の事業に民間の活力を導入する際に、事業者の選定において

地元を優先するのか、幅広い地域の企業の参入を促すのか、市長のお考えを伺います。

#### 4、住民自治について。

本来住民の自治活動は、それぞれの責任でもって自分たちのために自主的に運営されるべきものですが、重層的支援体制の中では、協働の名の下に地域福祉に責任を果たすことが求められているようにも受け止められます。今後地域福祉だけでなく、様々な分野で官民連携を進めるに当たって、米子市において住民自治という言葉がどのように定義されているのか伺います。さらに、米子市民自治基本条例の中で、住民自治がどのように盛り込まれているのか伺います。

#### 5、地域公共交通会議の在り方について。

路線バスの赤字が増えたり、タクシーを呼んでもなかなか来ない地域が出てきたりと、公共交通の問題は人口減少を誰にも分かる形で可視化しています。国土交通省中部運輸局作成の地域公共交通会議等運営マニュアルによりますと、会議での議論の内容については、1、地域公共交通の将来について、2、コミュニティバス・デマンド型交通等の運行について、3、地域公共交通の利用促進についてなどが上げられています。米子市地域公共交通会議を毎回傍聴していますが、議論は活発ではなく、手続的に必要なので開催しているだけの会議のように見えます。バス路線の再編などについて、地域での住民説明会も実施されていますが、もっと地域公共交通会議での住民代表や事業者の意見を基に活発な議論がなされてもいいように思います。歩いて楽しいまちづくりによる公共交通の維持を図る米子市として、地域公共交通会議の

在り方について市長のお考えを伺います。

6番、住民一人一人を大切にす市政運営について。

人口が減ることは悪いことばかりではなく、住民一人一人に細やかに気配りができるというメリットもあります。実際社会は個を尊重する方向に変化しています。このことは、住民をマス、すなわち個別化されない、不特定多数の人々と捉えるやり方から、個別のアプローチに行政も変化する必要性を示唆しています。米子市の施策を見ますと両方が混在しており、移行期であるように思います。例えばより住民に近い地域へ総合相談支援センターの設置を目指すという施策は、まさに個別対応の強化を目指すものですが、一人一人必要性が異なるにもかかわらず、学校でのフッ化物洗口を一斉に実施したり、フレイル状態のスクリーニングに多額の費用をかけたりと、公衆衛生の分野ではパターンリズムが目立ちます。もちろんマスを対象としたほうが効果的な事業もあることは理解しますが、混在する状況というのは、二重投資のリスクもはらんでいます。今後の米子市の方向性として、住民をマスと捉えた対応と個別対応のどちらを重視していくおつもりなのかを伺います。

また、人口オーナス期でも経済発展しやすい働き方としては、なるべく男女ともに働く、なるべく短時間で働く、なるべく違う条件の人をそろえるということが提唱されています。誰もが働きやすい環境をつくることは、労働力不足の解消にもつながっていくと考えます。現在なるべく短時間で働く、すなわち生産性を上げるための支援は事業化されているとのことですが、労働者一人一人を大切にす働き方を実現し、労働力不足に対応するために、



米子市行政として事業者に対しどのような働きかけをしていくのか、市長のお考えを伺います。

7、日本海沖F55断層への備えについて。

鳥取県西部地震など内陸型の地震を経験している米子市ですが、能登半島地震は日本海沖にある活断層の恐ろしさを再認識させました。鳥取県危機管理局危機管理政策課が平成30年に作成した資料によりますと、日本海沖F55断層による地震はマグニチュード8.1が予想され、弓浜地区や皆生周辺、中海沿岸に加え、中心部にも液状化危険度が高い地域があることが確認できます。鳥取大学工学部の香川敬生教授によると、液状化においては、耐震性が高くても家屋倒壊の可能性があるとのことでした。市庁舎は災害対策本部として堅牢さを求められるわけですが、市庁舎のある場所の液状化危険度の評価と、また浸水想定について伺います。なお、地震防災については、国頭議員が後ほど関連で質問いたします。

8、島根原子力発電所について。

市長は、2022年、島根原発稼働の賛否を問う米子市民投票条例案に反対し、市民の意見を直接聞くことなく、島根原発2号機の再稼働を容認する判断をされました。今回の能登半島地震の教訓をありのままに受け止め、米子市民の生命、健康、財産、暮らしを守ることが最優先の役割を担う首長として、当時の容認の判断の妥当性を検証すべきと考えます。この演壇から市長の考え、市民へのメッセージが市民に伝わるよう、これに関しての見解を述べていただきたいと思います。

9番、淀江産業廃棄物管理型最終処分場について。

今年1月12日、環境管理事業センターは、事業計画変更届を鳥取県に届け出ています。これは埋立処分場の地盤に関して想定していなかった軟弱地盤があるということで、これまでの事業計画を変更する必要性に迫られたからです。鳥取県廃棄物処理設置手続条例第21条第3項によりますと、事業計画変更の届出をしたときにおける手続は、第5条から前条までの規定の例によるものとするがありますが、米子市として、事業センターはこの条例に沿った手続をしているとの認識なのか、その見解を伺います。

また、御承知のとおり、この計画地には市有地が存在し、一般廃棄物第2処分場の建設について、旧淀江町と環境プラント工業株式会社との間で結ばれた開発協定が存在します。その中の第4条に、開発事業を実施しようとする土地に関して、目的外の用途に供してはならないとあります。市は、開発事業を実施しようとする土地は、埋立部分に限定されるとの見解を示していますが、これに関して、以下3点についてお聞きします。1、埋立部分に限定されるとする根拠は何か。2、その埋立部分の土地の面積は幾らか。また、その範囲を地図上で示すことができるか。3番、環境プラント工業株式会社も、米子市の見解と同じであるという根拠は何か。

10番、情報公開制度について。

現在市は、会議などの音声データの開示方法は、音声データの写しの提供ではなく、聴取による公開、つまり市民は担当課まで出向き、その場で音声を聴きなさいということになっています。そのような運用の仕方は、理由は、写しとして交付した場合、後にその音声流布されまたは加工され悪用されることもあり得る

ためとしています。音声データの公開に関しては、鳥取県は従来から音声データの写しの提供の方法を取っているが、流布または加工、悪用の実績があったのか伺います。また、音声データの保存に関し、市は会議録等の作成までとし、作成後は廃棄するとしています。これはどのような規定に基づくものか説明を求めます。

1 1、町名整理について。

このたび米子市では新しく町名をつくられる予定になっています。町名整理については、過去当市でも行われてきた経緯がありますが、そのいきさつや経緯、今後の計画について伺います。

以上で壇上の質問を終わりとし、答弁を受けた後、質問席にて再質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○稲田議長 伊木市長。

○伊木市長（登壇） 会派よなご・未来、吉岡議員の代表質問に対しまして、私が所管する部分について答弁をさせていただきます。

最初に、米子市まちづくりビジョンの改定についての御質問でございます。このたびの改定でも基本構想の見直しをされるのかということでございますが、次の基本構想につきましては令和11年度までとしておりまして、基本的には今の基本構想をベースとし、必要に応じて改定をしていきたいと考えております。

また、総合計画における米子市人口ビジョンに対する考え方でございますが、このビジョンと呼んでおりますけれども、過去の人口動向をベースとした推計値でありますので、市の政策と明確な相関関係を見いだすことが難しいため、総合計画に書く意味と

いたしましては、参考値として見ていただければよいと思っております。これは決して人口動態を重視しないという意味ではなく、あくまで総合計画に掲げる人口の増減との相関関係を見いだせないという意味で申し上げているものでございます。

続きまして、米子駅の南北自由通路、いわゆるがいなロード開通によります米子駅周辺の固定資産税収入の増加見込額についてのお尋ねでございます。御質問の件は、市長就任前の発言だと記憶してございますが、当時、市長選のときに、米子駅の投資は無駄であると主張される方がいらっしゃいまして、それに対して決して無駄ではないということ、想定される市の負担額と増加が見込まれる税収を例に取って説明したものでございます。これについては、既に完成している駅ビルですとか、駅前の新規出店など、あるいは今後見込まれる駅周辺の投資などによりまして一定の税収増がもたらされるものと考えておりますし、今後、仮に地価の下落に歯止めがかかれば、土地の固定資産税につきましては下げ止まり効果が見込まれるところでございますし、また南側につきましては、今後の投資の状況次第でございますが、地価動向によい影響がもたらされることも考えられます。ただし、その影響と申しますのはある程度長期にわたるものでございますし、また例えば駅のお店の売上状況がよいというお話を聞きますと、これは固定資産税のみならず、法人税収などにもよい影響をもたらしているものではないかと思っております。そうした個別具体の増収効果などにつきましては、実際には範囲の設定に困難さがありますため、正確に算出することは困難であります。あくまでこの投資が無駄ではないということ、説明するロジックとしては妥当で

あったと考えております。

続きまして、米子城跡保存整備事業の投資効果と維持管理費の負担についてでございます。米子城跡は国の指定史跡でございます。適切に保存整備していくための公費負担が必要となっております。そして、それがしっかりとできた上で、市民の憩いの場の提供やシビックプライドの醸成など、金銭的価値でははかれない投資効果とともに、観光誘客に資するような経済効果についても上がり始めているところでございます。また、維持管理費につきましては、石垣の除草などの経費や、史跡公園の整備後には、その管理経費が発生してくるものと考えております。

続きまして、総合計画に事業や施設の廃止を盛り込むことについてのお尋ねでございます。まちづくりビジョンにはビジョンを具現化するための施策を示すものでございまして、既存事業や施設は常に見直しをかけておりますので、特に廃止をビジョンに記述する必要はないと考えております。また、成果目標、数値目標の設定の考え方でございます。数値目標につきましては、改定に併せて見直しをいたしますが、その際、数値目標の設定が適切なものと、そうでないものとを峻別しながら、必要な目標を設定したいと考えております。

また、各取組の効果検証についてのお尋ねでございますが、まちづくりビジョンにつきましては、米子市地方創生推進本部会議や学識経験者などから成ります米子市地方創生有識者会議におきまして、効果の有効な検証方法について議論していくこととなります。

続きまして、公共施設マネジメントについてでございますが、

将来負担比率が下がり、有形固定資産減価償却率が横ばいとなっているその原因の分析についてのお尋ねでございます。これは各施設の老朽化が進んでいますものの、既存施設を有効に活用して財政負担を抑えていることによると考えられます。また、これにつきましては、米子市公共施設等総合管理計画に基づきまして、施設の長寿命化や施設総量の適正化に取り組んでいる結果であると分析しております。

公共建築物の複合化、その今後の更新についてでございますが、具体的には、米子アリーナの整備に併せまして敷地内に防災倉庫を設置することとしております。また、東保育園を啓成小学校の敷地内に建設しまして、保育園と小学校の連携を図るものがございますが、こうした複合化につきましては、一律の方針をあらかじめ定めるということではなく、その時々個別の事情に応じて判断していくものと考えております。

内浜処理場に関するお尋ねでございます。処理場から発生する汚泥の産廃処理費につきましては、直近の令和4年度の実績で約5,300トン进行处理しておりまして、9,900万円の処理費用がかかってございます。

下水汚泥につきましては、肥料としての利用の可能性についてでございますが、その可能性はありますものの、安全性や安定性などの課題がありまして、その解決も含めて引き続き研究を進めてまいります。

一般廃棄物処理施設のマネジメントについてのお尋ねでございます。一般廃棄物は市町村に処理責任がありますことを踏まえまして、本市におきましては、最小の経費で最大の効果を上げると

いう地方自治法の理念の下、広域処理も含めて総合的かつ持続可能な視点の下に施設マネジメントを実施しております。

本庁舎の借地料についてのお尋ねでございますが、地権者と鑑定評価額で合意には至っておりませんが、引き続き交渉をしております。また、本庁舎敷地の買取りのめどについてでございますが、交渉内容に関することでもありますため、現時点では答弁を控えさせていただきますが、地権者には引き続き交渉に応じていただいております。

官民連携手法の選択の考え方についてでございますが、その対象となります業務に応じて個別具体的に検討するべきものと考えております。また、公共施設の管理におきましては、指定管理者制度の適用か、直営かの判断につきましては、設置目的や性格などに応じて、おのこの手法によるメリットとデメリットを比較して決定されるものと考えております。

米子アリーナ整備におけます地元企業の優位性についてのお尋ねでございます。事業者の公募に当たりましては、募集要項において設計や建築工事、電気工事、管工事、工事監理、維持管理の全てにおいて県内企業を1社以上含むことを応募者の資格要件といたしました。また、事業の優先交渉権者を選定するに当たりましては、地域貢献策を審査項目の一つといたしまして、そのほかにも26項目を審査した上で総合的に性能評価点を算出したところでございます。また、事業者選定に関する考え方でございますが、本市の中小企業振興条例の趣旨を踏まえまして、地元の民間業者など、新たな事業機会の創出や投資の喚起につながるよう、市内業者の参画を第一といたしまして、市内事業者で対応ができ

ない場合に限り、市外の事業者の力をお借りしたいと考えております。

続きまして、住民自治の定義と米子市民自治基本条例における考え方についてのお尋ねでございます。住民自治とは、地域の住民が地方政治に参画して、地域のことを自ら決定することでありまして、憲法第93条で規定されました議会制民主主義により具現化されるものと考えております。本市条例につきましては、市民一人一人が主体となって市と連携・協力したまちづくりの推進を図ることを本旨としておりまして、そこに住民自治の理念が盛り込まれておりますことから、改めて定義はしておりません。

続きまして、地域公共交通会議の在り方についてでございますが、会議には、交通事業者のほか、住民や利用者の代表、学識経験者、行政機関など多様なメンバーに参画していただいているところでございまして、公共交通を生かした歩いて楽しいまちづくりの実現に向けて、いただいた意見を基に交通政策に生かしていく所存でございます。

住民対応について、マスの対応と個別の対応、どちらを重視するのかという御質問でございます。行政の施策や課題は分野もその態様も様々でございまして、マスと捉えた対応と個別の対応とのどちらを重視するかというものではなく、個々の課題に応じてふさわしい対応を行っていくべきものと考えております。

また、労働環境に関して事業者にどのような働きかけをするかという御質問でございますが、労働力不足につきましては、スキルアップや業務のDX化など、労働の生産性向上の支援を行っているところでございます。労働者一人一人を大切に作る働き方に



つきましては、引き続き家庭や職場、地域などあらゆる場面で能力を発揮して、活躍できる環境づくりに向けて啓発をしていきたいと思っております。

続きまして、市庁舎のある場所の液状化危険度の評価と水害時の浸水想定についてでございます。鳥取県の評価分析によりますと、液状化可能性が極めて高いエリアとされておりました。水害時の浸水想定は0.5メートルから3メートル未満となっております。本庁舎につきましては、建物を支える強固な支持地盤に達するまでの支持くいが施工されておりました。建物の傾斜や地震や液状化に対する安全性は確保されております。また、浸水時にも非常用発電機が稼働できるよう、2階屋上部分に設置するなどの対策を取っております。万が一本庁舎が使用できないと判断される場合には、災害対策本部をふれあいの里または淀江支所に設置することを想定しておりました。いずれの施設にも非常用電源設備を整備するなどの対策を行っております。

続きまして、島根原発2号機の再稼働容認の判断の妥当性を検証すべきとのお尋ねでございますが、現在その考えはございません。その理由といたしましては、本市における再稼働の同意の判断、これは規制基準に適合したことに基づいて判断したものであります。当時の判断の妥当性を議論する余地はないと考えております。なお、規制基準につきましては、能登半島地震を受けた議論、これが現在国においてなされているものと承知しております。その動向を注視していきたいと考えております。

続きまして、淀江の産業廃棄物最終処分場の建設について、環境管理事業センターが条例に沿った手続をしているかというお尋

ねでございますが、これにつきましては、鳥取県が条例に照らして変更手続を適切に判断した上で、センターがその条例に基づいて手続されているものと認識しております。

建設予定地に関して用途制限を課している開発協定についてのお尋ねでございます。最初に、埋立部分に限定されんとする根拠についてでございますが、これは開発協定の第1条に記載のとおりでありまして、過去に何度もこの議場で御質問をいただき、繰り返し答弁を申し上げているところでございます。また、面積及び地図での明示につきましては、民間事業者による事業でありますため、本市が埋立部分の土地の面積及びその範囲を示す図面上で表示したものではないということを令和4年7月定例会で土光議員へ答弁済みであります。また、環境プラント工業株式会社の見解につきましては、開発協定の当事者間での面談により確認を行ったことは、本議場におきまして令和4年7月定例会で同様の答弁を申し上げております。根拠は、あくまでも開発協定そのものでございます。

続きまして、情報公開制度についてのお尋ねでございます。鳥取県における公開した音声データの悪用事例という御質問でございますが、他の自治体の運用のことでございますので、私としては承知しておりません。

本市における音声データの保存に係る規定でございます。議事録を作成する場合には、米子市審議会等会議公開指針に基づきまして、要約議事録を作成することを基本としておりまして、録音により音声記録を取る場合につきましては、要約議事録の確認のために使用するにとどめることにしております。これにより、確

認が終われば音声データの必要がなくなることから、議事録などを作成した音声データにつきましては、情報公開の手引に定めておりますとおり、会議録作成用のメモと位置づけていることから、公文書ではなく、当然に廃棄するものと考えております。

続きまして、町名整理についてでございます。過去の町名整理のいきさつとその経緯でございますが、米子市の住居表示の計画につきましては、昭和60年に米子市住居表示審議会によりまして全体計画区域が定められまして、旧市内を除きます中央地区において昭和62年度から平成16年度にかけて12期にわたり実施をし、平成16年度の新開四丁目から七丁目の実施をもって終了したところでございます。今後の計画につきましては、現時点で予定はございません。

私のほうからは以上でございます。

○稲田議長 浦林教育長。

○浦林教育長（登壇） よなご・未来、吉岡議員の代表質問にお答えを申し上げます。

学校施設の地域利用の可能性についてのお尋ねでございます。学校施設の利用につきましては、社会教育法などに基づきまして、学校教育上に支障のない範囲において地域利用することが求められております。本市におきましては、学校開放事業としまして小中学校の屋内運動場とグラウンドを開放してありまして、地域住民の方々の健康増進やコミュニティづくりに役立てていきたいと、このように考えております。以上でございます。

○稲田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 それでは、答弁に対しまして再度質問をさせていた

だきます。

まず最初に、人口ビジョンについて伺いますが、その前提となります人口オーナス期の負担ということに関わりますのでお伺いするんですけど、1月24日開催の公会計協議会主催のセミナーで市長の御講演を拝聴いたしました。その中で、民生費が右肩上がりではまちが元気になれないというようなことをおっしゃったように記憶しているんですが、いま一度真意を御説明していただけますでしょうか。

○稲田議長 伊木市長。

○伊木市長 その発言は、正確には民生費が右肩上がりではまちが元気にならないと言ったのではなくて、民生費はずっとこのころ、右肩上がりになっています。それに対して、例えば教育費だとか、公共事業をつかさどる土木費だとか、そういったものはなかなか上がってきておりませんねと。つまりその財政需要が増えている中でも社会保障費の伸びが大きくて、一方で、その未来に対する投資、教育費だとか、あるいは私たちの生活を改善していく、あるいは事業の生産性を上げていくような公共工事、こうしたところに対する投資はなかなか増えてませんねと。これじゃ元気が出ないんじゃないですかと。つまり現役の皆さんが負担してる税とか、保険料とか、こうしたものの大半はやっぱりそうした社会保障費に今注がざるを得ない状況、一方で、未来を形づくる教育費とかあるいは土木費のような公共投資、こうしたところにはなかなか回ってませんねということが数字上、トレンドから明らかになってますよということを話したところでございます。ですので、それをもって駄目だとかということじゃなく、やはり

この数字から見て、皆さんにどう思いますかと、これをどういうふうに捉えますかねというところを、ちょっと問題提起したところでございます。

○稲田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 よく分かりました。前段しかお話伺えなかったのですが、ちょっと真意を捉えていないかなと思っていたので、今御説明いただいてよく分かりました。同じような問題意識は私も共有できていると考えております。要するに負担を考えると、そこに向けての税の再分配っていうこともしっかりと考えていかないといけないのではないかなと思っております。

先ほど人口ビジョンの数字については参考値であるというお話でしたが、現在米子市では15歳から64歳までを生産年齢人口とした3区分別人口の推移を採用しています。高学歴化が進む中で、この15歳からを生産年齢人口にした区分が現状に合わなくなっており、20歳から60歳を社会保障制度を支える原資を稼ぐ世代として着目いたしました4区分人口を採用している自治体もあります。

パネルを御覧ください。これが4区分になってるんですが、この部分が生産年齢人口、20歳から64歳を示しています。この人口は、この先は推計になってしまいましたが、かなりどんどん減っていくことが予想されています。それに比べて、ここの、高齢者65歳以上と19歳未満というところのバランスが崩れていっているのが見てとれます。この区分にすることで分かるのは、19歳以下の人と65歳以上の人など社会保障で扶養される人1人当たりの成人数ということが見ることが出来ます。それが被扶

養 1 人当たり成人数です。これグラフで見ていただくと、この辺りが人口ボーナス期になるんですが、ここでは被扶養 1 人当たり成人が約 1.5 人だったものが、米子市の推計では、2040 年を境に、被扶養者 1 人に対して成人 1 人以下になることが予想されています。生産年齢世代の負担をしっかりと可視化した上でまちづくりを進めるために、総合計画にこういった数字を盛り込む必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○**稲田議長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** 人口ビジョンに従来の 3 区分ではなく 4 区分の推計を入れたらどうですかというお尋ねでございますが、本市の人口ビジョンにつきましては、今までも国勢調査の結果ですとか、鳥取県の人口推計等を参考に見直しを考えてきておりまして、市として国及び県の人口推計というのが今の年齢 3 区分別人口で示されているということを踏まえまして、現時点では、4 区分別人口に変更する考えというのは持っておりません。それと、被扶養者 1 人当たりの成人数の推移についてでございますけども、人口ビジョンについては、一方で、全国及び県内他地域との比較も重要な要素であるかなというふうに考えておりまして、現時点において、本市独自で導入する考えというのは持っておりません。

○**稲田議長** 吉岡議員。

○**吉岡議員** 私は単に人口が増えた減った、ほかの地域より増えた減ったということを政策立案の根拠にするよりも、まちづくりの原資を支えてくださる人たちがどれくらいいて、その人たちがどれだけの負担を背負っているかを認識した上で政策立案してほしいと思っています。

大型の公共事業が将来のための投資であり、活性化の起爆剤などと称されますが、実際南北自由通路の投資効果も、現時点では可視化できないわけです。リターンがなければ、ただの無駄遣いになりますし、その負債は次の世代が負うことになります。生産年齢に当たる方々の負担を軽減し、まちが元気になるためには、どのような施策が必要とお考えでしょうか。

○稲田議長 八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長 まちが元気になるような施策についてのお尋ねでございますが、まず生産年齢世代の負担については、これは問題意識は同じなんですけども、第一義的には国の税制でありますとか、社会保障制度の在り方の問題であるというふうに私も考えております。ただ、本市におきましては、このまちづくりビジョンに掲げる7つの柱、その中で、先ほど議員が提案がありましたまちが元気になるというところで、子育て世代への支援をはじめ、地産外商・所得向上のまちづくりなどの取組というのを進めているということをお理解いただきたいと思います。

○稲田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 子育て世代の支援というのは、いわゆる再分配ですので、歓迎したいと思いますが、国のほうでの税と社会保障の一体改革は時期を逸したようにも思います。政策効果を吟味することなく、国の交付金だから、補助金だから使うという自治体側の姿勢も改める必要があると感じます。また、経済成長で負担分を賄おうとする考えも、ちょっとリスクが大きいように思います。

2月29日の地元紙に明治大学の飯田泰之教授のコラムが載っていました。これから大都市圏での給与が上昇すれば、地域から

の人口流出は加速する。大都市圏、企業に負けない給与上昇をとの掛け声もあるが、その実現は容易ではないので、大都市とは異なるオルタナティブな生活と労働が求められるということでした。私もこの部分に深く共感をいたしました。若い世代の人たちが何を大切に考えているかをしっかりリサーチした上での施策を求めたいと思います。

次に、総合計画には施設の廃止を記述する考えはないとの御答弁でしたが、公共施設等総合管理計画は、米子市総合計画に即して策定するとあります。総量抑制の目標設定などは、総合計画のどの部分が根拠になっていると考えればいいでしょうか。

○**稲田議長** 下関総務部長。

○**下関総務部長** 総合計画のどの部分が根拠になっているのかという御質問でございますけれども、議員御承知のとおり、米子市総合計画と申しますのは、人口減少や少子高齢化といった課題に対しまして、本市が今後どのように取り組むのかを定めた本市の最上位計画でございます。総合計画の中に公共施設等総合管理計画について直接的に言及した箇所というのはございませんけれども、公共施設等総合管理計画も公共施設等の適切な配置を実現し、時代に即したまちづくりを推進することを目的としておりまして、学校施設ですとか市営住宅、こういった主な施設につきましても、総合計画の中のまちづくりの基本方向の中に盛り込んでいるところでございます。

○**稲田議長** 吉岡議員。

○**吉岡議員** ちょっと見てみたんですけど、結局学校に関しても統合とかいうことは書いてなくて、更新とか整備とかいうところ



しか言及されてないので、それを見たときに市民はどういうふう  
に捉えるのかなっていうふうに思いました。

次に、事業のアウトカムの設定についてですが、市政要望につ  
いての回答では、アンケート等で把握した市民意識を事業の効果  
測定につなげていくという御回答いただいています。市民意識を  
アウトカム指標にするということによろしいでしょうか。

○稲田議長 八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長 アウトカム指標に市民アンケートの調査を  
採用する考えにつきましては、先ほど市長のほうで答弁をさせて  
いただきましたが、現時点ではまちづくりビジョンの各取組の検  
証効果について、これは米子市地方創生推進本部会議ですとか、  
学識経験者から成る米子市地方創生有識者会議において有効な検  
証方法等について議論をしていくことになるかと、そういうふう  
に考えております。

○稲田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 このパネルを御覧ください。先ほど演壇で御指摘し  
ました将来負担比率と有形固定資産減価償却率の関係のグラフで  
す。市長に御見解を説明していただきました。これは、こっちに  
向かっていくのがいいとされていまして、類似団体に比べて米子  
市はかなり左下にあるのが見ていただけだと思います。この状況  
を改善するっていうか、類似団体に近づいて、モニターでは右上  
ですが、いくためには、こういった取組が必要であると考えられ  
るでしょうか。

○稲田議長 下関総務部長。

○下関総務部長 表の件についてということですがけれども、類似

団体の平均にどうやって近づけていくのかというお話でございますけれども、米子市の公共施設等総合管理計画に基づきまして、公共施設やインフラについての個別方針ですとか、長寿命化計画を策定いたしまして、財政負担を軽減、平準化しながら、施設の長寿命化ですとか、施設総量の適正化などに取り組んでいきたいというふうに考えております。

表を見てお分かりになると思いますけれども、もともとスタート時点、これは類団のほうから少し乖離している部分があるんですけれども、平成29年から令和3年度までのその推移の動きを見ていただきますと、米子市の動きというのは、将来負担比率については、かなりのスピードで良化をしております。それと、老朽化の部分ですね、そちらの部分についても、類団平均よりも圧縮した形で老朽化が、スピードが遅いということがよく見てとれるんじゃないかと思っております。この年度間のトレンドといたしましては、米子市としては、市長も申しましたように、財政のほうも見ながら、しっかりと取り組んでいるというふうに考えております。

○稲田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 詳しく御説明いただきありがとうございました。この米子市の財政において、施設総量の適正化というのはやはり非常に重要ではないかと思えます。老朽化しているところをちょっとずつ改善しながら、きちっとメンテナンスをしてということで、いい数字になっているのかなとは思いますが、実際的にはしっかり減らしていくということも必要になっていきます。それにおいては、住民の皆さんが利用されている施設を減らすというこ

とは合意形成が不可欠になりますので、市民に対して計画をしつかりとお示ししていただくよう要望しておきます。

ちょっと壇上での質問と順番を変えさせていただきまして、住民自治に対して再質問させてください。

憲法第92条に地方自治の本旨と確保というものが定められておりまして、地方自治の本旨とは、地方自治体が国から独立して事務を処理できることを定めた団体自治と、あと住民自治のことであるということは、これはコンセンサスが得られていることだと考えているんですけど、先ほど御答弁していただいた住民自治とは、地方自治の本旨を構成するものと捉えてよろしいでしょうか。

○稲田議長 八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長 はい、結構でございます。

○稲田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 ちょっと先ほど、議会制民主主義で具体化されるという御答弁あったと思うんですが、議会制民主主義ではなくて間接民主制じゃないかなと思うのですが、御答弁いただけますか。

○稲田議長 八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長 いわゆる憲法で採用している直接民主制っていうのは、議員御承知のように、これは憲法改正の国民投票ですとか、あとは最高裁判所の国民審査ですね。それともう一つ、地方自治に関わる部分におきましては地方自治特別法の制定に際しての住民投票と、これが憲法における3つの、要は直接民主制の制度だというふうに理解しております。

それで、基本的に間接民主制を前提といたしまして、例えば前提としながらも地方自治法においてはそれを補完するということ

で、各種直接請求と、条例の制定、改廃、議会の開催請求、議員の解職請求、長の解職請求などの、それを補完する制度というのが設けられております。

それで、この条例においてもその辺りをどう書いてあるのかといたしますのが、この市政運営に当たっての原則というところで、そこにいろいろ書いてあるんですけども、市民の市政への参加を推進しますですとか、あとはその市政運営に当たっての原則の中で市民意見の公募手続とか、あと、市民の投票と。要は住民投票ということが明記されておりますので、そのところで御理解をいただければというふうに考えております。

○稲田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 先ほど部長は間接民主制とおっしゃったので、多分、議会制民主主義って言うてしまうと市長がいなくなってしまうような気がしますので、間接民主制が合っているのかなと思います。

今、住民自治の定義を確認させていただきました。それを踏まえて、こちらの図を見ていただきたいです。

これは、市民と行政の連携の仕方というものを、いわゆる協働の図なんですけど、この市民と行政が対等なパートナーシップを築き連携する場合には、一方で主権者市民として行政をコントロールできる権利を持つことが重要ではないかと考えます。住民自治がそれになるんですけど、ここの部分の事業者市民という中には、地域で活動される地域団体なども含まれるんですが、そういった分野、特に地域福祉の分野で活動される市民からは、対等なパートナーシップというよりは地域へ丸投げじゃないかとか、行政の下請ではないかとか、ボランティアなのに負担が大きいとい

う声も私には届いております。それは結局ここの義務と権利のバランスの悪さが遠因としてあるように思っています、この主権者市民としての権利というものが市民自治基本条例の中に非常に緩いといいますか、地方自治法の範疇にとどまっています。それに対して、責任とか努めるというような義務についての記述はすごくたくさんあって、特に努めるというのは13個、市民に対してだけなんですけど、13個もあります。だから、義務をすごくたくさん定めている割に権利のところはちょっと緩いというようなところが、やはりこのバランスに関わってきているのではないか、遠因として市民の負担感の中にあるのではないかというふうに思います。

権利には義務と責任が伴います。と同時に、義務と責任にも権利が伴わなければならないではないでしょうか。市民自治基本条例が制定された頃には、まだそこまで協働の重要性は認識されていなかったかもしれませんが、防災や地域福祉などに行政の側が自助や共助を求める場面が増えてまいりました。その反面、権利の行使の保障は限定的となれば、行政の御都合主義と言わざるを得ません。

改めて、市民自治基本条例に住民自治という言葉を定義するお考えはないか伺います。

○稲田議長 八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長 改めて、市民自治基本条例に定義したらどうかというお尋ねでございます。先ほどの議員さんのお話の中で、やっぱり市民の負担感、これについては直接市長のほうからも私どものほうに、そういうことがないようにという指示はずっと受

けておりました、その解消策というのを今、私ども総合政策部のほうで、どのようにしたらそういうことがなくなるのかという取組を進めているところでございます。まず、それを少しお話をさせていただいた上で御答弁させていただきたいと思いますが、これも繰り返しになると思いますけども、まちづくりの主体というのは市民であります。これはもう間違いないことでありまして、それで市民同士、また行政や議会とともに役割と責任を分担し、手を携えてより良いまちづくりを進めることが必要であるというふうに考えております。

市長の答弁のとおり、本条例に住民自治という言葉の定義はございませんが、既に住民自治の理念が、この条例をよく読んでいただければ、私もこれは盛り込んであるなというふうに考えております。したがって、改めて本条例に市民自治を定義するよう、そういうような見直しは考えていないということでございます。

○稲田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 その負担感に対して対処をされるということですが、こういったバランスの悪さですよね、義務と権利の。そこもちょっと目を向けていただけたらなと思います。

現行の市民自治基本条例は、公募市民で構成された策定委員会が2年間にわたる議論の下、つくられました。その素案の中には子どもの権利ということも定められていますが、条例ではその部分はなくなっていまして、子どもの成長のための環境づくりへの市民の義務ということへの言及にとどまっています。当時はなかった子ども基本法を鑑みますと、子どもの権利を保障し、先ほど市民がまちづくりの主体というふうに御答弁いただきましたが、

子どももまちづくりの主体であるという旨を加筆するべきと考えますが、いかがでしょうか。

○稲田議長 八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長 子どもをまちづくりの主体として加筆すべきではないかという御意見でございますけども、この本条例につきましては、これも議員が御承知のとおり、子どもを次世代のまちづくりを担う宝であるとして、まちづくりの主体となる市民、子どもを含んで、子どもへの関わりや子どもの成長のための環境づくりの定めを設け、市民と市が連携・協力して将来のまちづくりの担い手を育てていく、あえて第3章で将来のまちづくりの担い手としての子どもということまで設けて、そういう考えを明記しているところでございます。この考え方というのは、このこども基本法の目的に沿うものであって、改めて本条例に子どもをまちづくりの主体に入れるような見直しは考えておりませんし、またこれを基に、私どもといたしましては、既に皆さん御承知のように、こども総本部というのを設置して、いわゆる子どもに対するきちんとした政策を進めていくということを明確にしております。そのことをぜひ御理解いただきたいと思っております。

○稲田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 こども総本部で子どもとか御家族に支援をするということと、子どもをまちづくりの主体として考えて位置づけるということは、全く別の話でして、こども基本法などに定められます子どもの権利というのは、今、子どもの時点でまちづくりの主体、だから子どもの意見を聞いて施策を考えなさいということがたしか定められていたと思うので、その辺りも考慮して法律変

わっていますので、検討していただけたらと思います。

この市民自治基本条例は、当時の皆さん、市民の皆さんがまさに住民参画ということを実現して素案を策定されたことそのものがとても尊いです。改めて素案を見直しますと、現在の米子市にこそ必要な理念に基づいており、その先見性と普遍性は目をみはるものがあります。条例の最後、第33条に見直しについて規定されていますので、今の市民の皆さんの意見も踏まえて見直しを検討していただきますよう、再度要望をしておきます。

次に、官民連携について、再度質問をします。市内事業者の参画を第一としているという御答弁でしたが、本来、指定管理者制度は、事業者間の競争により公共施設の効率的な管理運営や利用者サービスの質的向上を目的とする制度です。手法の選定や事業内容の決定について、市内事業者の能力の範囲で調整しているようなことはないでしょうか。

○**稲田議長** 下関総務部長。

○**下関総務部長** 市内業者さんの能力に応じて設定していないかというお尋ねでございますけれども、官民連携の手法の一つでありますPFI事業につきましては、本市PPP/PFI手法導入優先的検討の基本方針、こちらによりまして、事業費の総額が10億円以上の公共施設の建設におきましては優先的にPFIによる事業実施を検討することとしております。また、PFI事業を用いました、このたび完成させました糶町庁舎の建設におきましては、応募企業の構成員に県内及び市内企業を含めることということをや要件としておりますが、県外事業者を排除しているというところではございません。官民連携の手法の選定ですとか内容の



決定に当たりましては、適正な手続や必要な要求水準に従って定めているところでございます。

○稲田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 一般の指定管理とPFIはまた違うのかなとは、違うのか同じなのか、あれなんですけど、このたびのPFI事業に関しましては、大きな企業さんの意見としては、もう既に米子スルーというような雰囲気がありますので、その辺が本当に米子市のためになるかどうかというのはちょっと検討していただきたいと思います。しかも米子市は地産外商を掲げているわけです。市内業者優先、市内業者の対外的な競争力というものが求められる中で、こういった内向きな保護政策が本当、事業者の成長を妨げることにはならないでしょうか。

○稲田議長 下関総務部長。

○下関総務部長 市内事業者さんの成長を妨げることにしないのかというお尋ねでございますけども、官民連携につきましては、もともと官だけでは不十分な部分に民間事業者の力をお借りしたいという考えに基づいて取り組んでおります。加えまして、地域に根差した事業者の持続的な発展を図り、経営基盤を強化し、外に向けて発展していただくことで賃金の上昇を含む市民の暮らしの向上に資するもの、そういうものと考えております。事業者の成長を支援する、そういったような取組だろうというように考えております。

○稲田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 もう一度、先ほどの協働のパネルを見ていただきたいんですけど、私もこれまで何度か地域経済循環について質問し

ていまして、こういった質問をするときに自己矛盾があるのではないかと自問自答しながらここまで来てるんですが、官民連携の基本に立ち返ってみますと、やはり何のために民間事業者のお力をお借りするのかというと、受益者市民の利益、住民サービス向上のためということが第一義的にあるべきなんでしょう。だからこそ、事業の最終アウトカムは市民の満足度や幸福度を求めているんです。

事業者と行政は対等なパートナーシップというところが大事で、今の関係性だと行政の支援の側面が強く、親と子の関係のような気がします。ただ、反面、この事業者市民というのは、地域活動団体だったりすると運営は自治の力でやるべきとなって、社会資源になりつつある子ども食堂の運営などには支援はしませんというような感じになっています。

昨日、矢田貝議員が鳥取市のつながりサポーターの御紹介をされましたけど、重層的支援の仕組みも地域団体といいパートナーシップの仕組みをつくっておられるなど感心しているところがございます。やはりそういう自治体は自治基本条例の理念も明確なんです。私は、これは無関係ではないと思っていますので、先ほど議論しました住民自治の考え方と本来の協働の在り方を確認しながら事業を進めていただきますようお願いいたします。

報道によりますと、鳥取県では指定管理者に応募が少なく随意契約化しているとして、施設の設置経緯や目的など、そもそもの根本から掘り起こして議論するとされています。競争がなく随意契約化という点では米子市にも当てはまり、その客観的評価に問題が指摘されています。逆に事業者からは、もういっそ随意契約

にしてくれというような声もあります。説明責任が果たせれば随契も排除されるものではないと考えます。米子市でも指定管理の在り方について改めて検証するお考えはないか伺います。

○稲田議長 下関総務部長。

○下関総務部長 指定管理の見直しということでございますけれども、本市では過去5年で公募をかけた施設13件、こちらの指定管理の公募でございますけれども、そのうち8件については複数の事業者の応募がありました。今回、鳥取県における指定管理の状況ということをお示しをいただきましたけれども、鳥取県の指定管理の状況というものとは異なるというふうに考えております。今現在、検討する予定はございませんけれども、今、公共施設の管理運営の一層のサービス向上ですとか効率化のために、指定管理の選考時の評価項目、こういったものですか、モニタリングの方法、こういったものについて見直しを図っているところでございます。

○稲田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 現在、だんだん広場は、米子市都市公園（内浜区域）の施設の一つとして指定管理者による管理がされています。事業報告書からは、111にも上る公園や緑地に対して多岐にわたる維持管理やトラブル対処など丁寧に携わっていただいている様子がうかがえます。ただ、米子市の財政状況を見ますと、やはり駐車場特別会計の赤字が目につきます。駐車場の利用を増やし収益を上げるには、米子駅周辺のにぎわいづくりが不可欠で、駐車場事業単独では工夫の余地は限られます。イベント実施など自主事業も含めて、だんだん広場など駅周辺施設と一体的に民間事

業者に委託するお考えはないか伺います。

○稲田議長 伊達都市整備部長。

○伊達都市整備部長 駐車場とだんだん広場等の米子駅周辺施設の一体的な民間委託というお尋ねでございます。市営駐車場及びだんだん広場等の都市公園は、現在、個別に期間を設けて指定管理制度を適用しまして、民間事業者に管理を委託しているところでございます。現時点で米子駅周辺施設の一体的な民間委託管理につきましては未定でございます。今後、一体的な管理も含め、他市の事例などを情報収集に努めたいと存じます。

○稲田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 他市などで中央の大企業が運営に携わってにぎわっている公共施設のことなどを知ると、単純に羨ましく思ってしまうわけですが、米子市の施設の状況に合うような事例があれば、積極的に取り入れていただきたいと思っておりますので、要望しておきます。

次に、地域公共交通会議についてですが、より活発な議論がされるよう取り組むという御答弁でしたが、どのように活発化されるのか、もう少し具体的にお聞かせください。

○稲田議長 八幡総合政策部長。

○八幡総合政策部長 具体的な方策についてのお尋ねでございますけれども、この交通会議は非常に専門的な議事が多い、そういうことから、あらかじめ各委員の皆さんに協議内容をある程度理解していただくことが会議当日の活発な議論につながると、そういうふうに考えているところでございます。

現時点でもそれぞれの委員の皆さんには発言は基本的には多く

いただいているところでございますが、今後も事前に資料を送付いたしまして、そして必要に応じましてやっぱり詳しい説明というのを私どものほうからさせていただきたいと、そういうふうを考えているところでございます。

○稲田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 どうぞ、本当によろしく願いいたします。何か見えていて、事業者さんはもちろんすごく詳しいわけで、市民の方は本当に、本当に一般の市民の方が貴重な時間を割いて来ていただいていますので、先ほど言われたような取組、非常に大切だと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、では、住民一人一人を大切にする市政運営について、再質問をしていきます。マスと捉えた対応か、個別対応か、どちらを重視するかについては、個々の課題にふさわしい対応を行っていくべきという御答弁でした。

マスで捉えた対応として、学校でのフッ化物洗口を例に挙げたんですが、家庭によってはフッ化物を相当量含有する歯磨き粉でふだんから適切に虫歯管理をされていて、さらにフッ化物洗口の必要のない児童も含まれると歯科医から聞いています。学校での一斉実施については必要性が少し疑問ではないかなと思っております。子どもによってはフッ化物への過剰な暴露ということにもなり得ます。家庭で十分ケアしてもらえない、できない子どもの虫歯管理に資するための事業と伺ってはいますが、歯磨きがそもそも十分でなければフッ化物の効果も限定的となります。少子化社会では少ない子どもにしっかり手をかけて育てる傾向があり、子どもをマスで捉えた施策より子ども一人一人のエンパワーメン

トが必要であり、課題解決には丁寧な個別対応が求められると考えます。学校でのフッ化物洗口の一斉実施について見直すお考えはないか伺います。

○稲田議長 長谷川教育委員会事務局長。

○長谷川教育委員会事務局長 学校でのフッ化物洗口の事業実施についてのお尋ねでございますけども、個々の家庭の条件に左右されずに継続的に行うことができます虫歯予防策でございますので、見直す考えはございません。

○稲田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 これは県議会でも質問がありまして、歯科医師によっていろいろと見解が異なるようですので、そちらのほうのコンセンサス、しっかり確認した上で実施をするのかしないのかを検討していただければと思います。

最後に、労働者一人一人を大切に作る働き方を事業者に啓発していくとの御答弁でした。従来と異なる価値観が必要なときに啓発は非常に重要と考えます。

人口オーナス期においては、育児、介護、難病、障がいなどは労働する上での障壁ではないという、労働環境の整備が重要とされています。育児が労働上の障壁となる場合、最も影響を受けるのが独り親家庭です。立命館大学の桜井啓太准教授によりますと、OECD加盟国のうち、独り親世帯が就業するとかえって貧困率が上がるのは日本だけとされています。理由については、日本は子どもを持つことの労働上の不利益が大きいからで、こういった子どもを持つことの不利益はチャイルドペナルティー、子育て罰と呼ばれています。このような状況で独り親世帯へ就労支援

をすることは、貧困者を働く貧困者、いわゆるワーキングプアへと誘導しているだけとなってしまいます。米子市において、独り親世帯の所得帯ごとの割合はどのようになっていますでしょうか。

○稲田議長 瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 本市における独り親世帯の所得帯ごとの割合についてでございますが、現時点におきまして独り親世帯の所得帯ごとの割合は把握をしておりません。

○稲田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 国のほうもあらゆる雇用管理の段階において男女間の事実上の格差が残っているとの認識です。そういった男女間の格差の影響で最も不利益を被るのは母子家庭と言えます。令和3年度全国ひとり親世帯等調査によりますと、母子世帯、父子世帯とも就業率が85%を超えるものの、母子家庭におきましては非正規率が38.8%と、父子家庭の4.9%を大きく上回ります。米子市においてもこのような状況があるかどうか、把握されておりますでしょうか。

○稲田議長 瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 本市におきます母子家庭の非正規率についてでございますが、厚生労働省の調査のとおり、全国的に母子世帯につきましては父子世帯に比べましてパート・アルバイト率が高いため、本市におきましても同様であることは想定できますが、具体的な数値の把握はしておりません。

○稲田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 男女の賃金の差異の解消など、雇用における男女の公平性の担保は、労働力不足への対応だけでなく母子家庭の貧困

解消を根本的な解決に導く可能性があります。労働環境の整備について啓発をしていくという御答弁でしたが、なかなか啓発だけでは民間企業の変化を促すのは難しいのではないかと思います。鳥取市では、男女共同参画かがやき企業認定という制度を独自に設け、子育て支援に限らず、男女共同参画に理解があり仕事と家庭の両立に配慮しながら男女がともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を応援するとして、鳥取市建設工事入札参加者格付に加点をしています。米子市の官民連携における事業者評価に男女共同参画の観点から加点を加えるお考えはないか、改めて伺います。

○**稲田議長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** 事業者評価において男女共同参画の観点からの加点についてのお尋ねでございますが、鳥取市さんでそういうふうに取り組んでおられるというのは、これは承知はしておりますけども、現時点では事業者に対する米子市独自の認定制度ですとか事業者評価については考えておりません。

○**稲田議長** 吉岡議員。

○**吉岡議員** 独り親の貧困、子どもの貧困に関して、どこまで本気で取り組んでおられるのか、少し疑問に思うところです。指定管理については見直しを検討しているという御答弁でしたので、男女とも働きやすいという観点もぜひ加味していただきますよう要望をしておきます。

子どもの貧困対策においても、保護者の働きやすさや収入安定は重要な課題です。米子市子どもの貧困対策推進計画ひまわりプランは令和5年度を終期としていますが、次期計画の策定状況に



ついて伺います。

○**稲田議長** 瀬尻こども総本部長。

○**瀬尻こども総本部長** 米子市子どもの貧困対策推進計画次期計画の策定状況についてでございますが、国が策定いたしましたこども大綱及び県が策定を進めております子ども計画は、いずれにおきましても子どもの貧困に係る計画を一体的に作成しております。本市におきましても、現行の米子市子どもの貧困対策推進計画を暫定的に延長し、令和6年度の米子市子ども計画を策定する際に一体的に策定してまいります。

○**稲田議長** 吉岡議員。

○**吉岡議員** 先ほども申し上げましたけど、こども基本法、子どもの権利をしっかりと定めております。がらっと変わる可能性がありますので、策定作業も大変かと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

独り親支援に限らず子どもを持つ女性の就労支援は、資格取得など個人のさらなる努力を求めるものがほとんどです。母子家庭が貧困に陥ること、出産後の女性が就労に不利になることは、当事者の女性だけの責任なのではないでしょうか。子どもを持つことでこういう不利益が生じる国で、結婚しない、子どもを持たないという選択をする女性が増えるのは当然のことではないでしょうか。不利益にフォーカスせず、子どもを持つ喜びをもっと教えるべきという考え方もありますが、それが行政の役割なのかは甚だ疑問です。就労支援それ自体が悪いわけではありませんが、働くことが貧困の解消につながるためには、ジェンダー平等で育児差別もない雇用慣行、正規・非正規の待遇格差の是正など、子どもを持

つことによる不利益の解消が必要で、そこに行政の果たす役割は大きいです。次期の子ども貧困対策推進計画では、実態を調査した結果に基づき、母子家庭の貧困をもたらす社会背景の是正に取り組むことをぜひとも盛り込んでいただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

○稲田議長 瀬尻こども総本部長。

○瀬尻こども総本部長 次期子どもの貧困対策推進計画に母子家庭の貧困をもたらす社会背景の是正を盛り込むことについてのお尋ねですが、ジェンダー平等や正規・非正規雇用の是正を含む就労の問題につきましては、独り親の貧困にとどまる問題ではなく、社会背景の是正に関わる課題であることから、市全体の政策といたしまして是正に取り組むべきものと考えております。

○稲田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 市全体の政策として是正に取り組むべき、本当におっしゃるとおりです。

市長、そういうことですが、一言コメントをいただけませんか。

○稲田議長 伊木市長。

○伊木市長 今、本部長が答弁をしたとおりでございます。市の政策の全体の中では是正に取り組むべきだというふうに考えております。

○稲田議長 吉岡議員。

○吉岡議員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

人口オーナス期にまずやらなければならないことは、人口ボー

ナス期につくられた社会背景の是正であると思います。その影響は経済から地域福祉まで多岐にわたっていきます。出生数75万8,631人が突きつけている現実に気づいた自治体から変わっています。米子市も後れを取らないよう、全庁的な取組を期待いたしまして、私の質問を終わります。